別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

	措	置	要	件	期	間
(虚偽言						
					争 1 か月以上	6か月以内
	•	.,, ,, ,		腎査願及びこれ		
			, , , , , ,)調査資料に虚		
)契約の相手	与方として不適	当	
	ると認められ	れるとき。				
(契約)						
					注 1か月以上	12 か月以内
物品等	等の契約の	相手方として	て不適当であ	うると認められ	る	
とき。						
	侑)					
3 次(のイ、ロス	はハに掲げる	る者が、本県	具の職員に対し	て	
行った	た贈賄の容疑	疑により逮捕	され、又は遠	逮捕を経ないで	公	
訴を抗	是起された。	とき。				
イイ	代表役員等				12 か月以上	: 36 か月以内
口 -	一般役員等				9か月以上	36 か月以内
ハ	有資格業者	の使用人でロ	1に掲げる者	育以外のもの (以 6か月以上	36 か月以内
下	「使用人」。	という。)				
4 次	のイ、ロス	はハに掲げる	る者が県内の	他の公共機関	0	
職員に	こ対して行	った贈賄の名	字疑により 遠	は捕され、又は	逮	
捕を約	経ないで公詞	訴を提起され	たとき。			
イイ	代表役員等				4か月以上	12か月以内
口 -	一般役員等				3か月以上	9か月以内
ハゼ	吏用人				2か月以上	6か月以内
5 次(のイ、ロス	はハに掲げる	る者が県の区	区域外の他の公	共	
機関の	の職員に対	して行った則	曽賄の容疑に	こより逮捕され	· ·	
又は遠	逮捕を経ない	ハで公訴を提	起されたと	き。		
1 f	代表役員等				3か月以上	9か月以内
口 -	一般役員等				2か月以上	6か月以内
ハー仮	吏用人				1か月以上	3か月以内
(独占舞	禁止法違反)	1				
6 県区	内において.	、独占禁止法	よ第3条又に	は第8条第1項	第 4か月以上	24 か月以内
1号に	こ違反し、	県発注物品等	等の契約の#	目手方として不	適	
当では	あると認めに	られるとき。	(次号、第5	9号及び第10	号	
に掲げ	ずる場合を №	除く。)				

	措	置	要	件	期	間
1項第	1 号に違反 当であると	し、県発注	生物品等の契	条又は第8条賃 約の相手方とし 0号に掲げる場		36 か月以内
8 県の 占禁止 注物品 ² るとき。	区域外の他 法第3条又 等の契約の , (次号に	.は第8条第	第1項第1号 て不適当で を除く。)	購入に関し、私に違反し、県多 のると認められ	発	24 か月以内
用人がな	公契約関係	競売等妨害	手又は談合の	役員又はその値容疑により逮抗れたとき。 (ど	甫	24 か月以内
業者の 談合の 提起さ	役員又はそ	の使用人が	ぶ公契約関係	る個人、有資材 競売等妨害又に 経ないで公訴を	オ	36 か月以内
11 有資 る、事実 に含まる をする まる る。 こと	格業者(そ 該有資格者 上参加して 。)が、暴 律(平成3年 団の構成員	の代表役員 いる者(以 力団員によ 年法律第7 (以下「暴 、当該暴力	等、一般役 以下「経営幹 こる不当な行 7号)第2条 入団員」と	行う場合におり 員等その他経常 部」という。) 為等の防止に関 第2号に規定で いう。)である て次の事項に記	対対	
(1) 暴 (2) 暴 (3) 暴 (4) 不 (5) A (5) 暴力 いがら、 がら、	力団員を展力団員を展力団員を展力団員を付力団員を付けた。 一方団員を付けた。 一方団員を対した。 一方のでは、 一でも、 一でも、 一でも、 一でも、 一でも、 一でも、 一でも、 一でも	全営幹部とる 産用する、受 対して、金 大理して、 大型して、 大型して、 大型して、 大型して、 大型して、 大型の団団は、 大型の団団は、 大型の団団は、 大型のできる。 大型ので。 大型のできる。 大型のできる。 大型のできる。 大型のできる。 大型のできる。 大型のできる。 大型のできる。 大型のできる。 大型のできる。 大型のでを、 大して。 大して。 大して。 大して。 大して。 大して。 、 大して。 大して。 大して。 大して。 大して。 大して。 大して 大しで。 大して。 大しで 大しで	t。 毛者等として 物品その他 密接な受(1) であるで製造 で物品の製造	使用すること。 財産上の利益を すること。 から(5)までの ることを知りた も、仕入、納入さ	6か月以上 4か月以上 6か月以上 2か月以上 2か月以上 2か月以上	36 か月以内 36 か月以内 36 か月以内

	措	置	要	件	期	間
13 前名 実な名 当であ	マは不誠実な 各号に掲げる テ為をし、県 あると認められ	行為) 場合のほか 発注物品等 れるとき。	、業務に関の契約の相	し不正又は不誠 手方として不適	1か月以上	12 か月以内
刑に 以上の 県発達 られる	当たる犯罪の の刑若しくは 主物品等の契 るとき。	容疑により 刑法の規定 約の相手方	公訴を提起 による罰金 として不適	が拘禁刑以上のされ、又は拘禁刑を宣告され、当であると認め		
	予号に掲ける められるとき		、个止行為	等として特に重	七の都度決	正